

〇〇様

●郵送で手続可能な住所異動について

令和3年12月25日付けで当町に問い合わせがありました標件について下記のとおり回答します。

A. 郵送による住所手続は「**転出**」(七戸町から他市区町村へ出る手続)のみとなります。

●手続に必要なもの

1. 郵送用転出届 (※七戸町 HP からダウンロード可能です。)

トップページ → 申請書ダウンロード → 転出届(郵送用) → 郵送用転出届(PDF)

(赤い矢印が目印となっています)

2. 身分証明証 (※コピーで可)

・顔写真がついているものであれば1点で受付可能

例) 運転免許証、マイナンバーカード

・顔写真がついていないものは2点で受付可能

例) 保険証+医療受給者証、保険証+年金手帳、医療受給者証+年金手帳

3. 返信用封筒 (切手と返信先を記入したもの)

4. 送付用封筒 送付先は、

039-2792

青森県上北郡七戸町字森ノ上131番地4 町民課宛

●手続の流れ

①取得した転出届の太枠部分を記入

(手続の際にお伺いするかもしれませんが**電話番号**は必ず記入してください。)

②身分証明証のコピーを同封

③返信用封筒に返信先を記入し、切手を貼付

④送付用封筒に①～③を同封してポストへ投函

※転出証明書取得後は当該証明書を持参し、お住まいの市区町村へ**転入**の手続をお願いします。